

動物愛護基金の収支（令和3年度）

資料2

令和2年度末基金残額	49,178,647 円
【1】令和3年度寄付金受入額①（令和3年4月～令和4年2月）	8,289,358 円
【2】令和3年度運用収入受入額（令和3年3月～令和4年3月）	104,209 円
【3】令和3年度基金繰入額①（令和3年3月15日振替起票）	13,358,873 円
令和2年度末基金残額＋【1】＋【2】－【3】	44,213,341 円
令和3年度寄付金受入額②（令和4年2月～令和4年3月）	964,771 円
令和4年5月31日運用収入受入額	47 円
令和3年度基金繰入額②（令和4年5月31日振替起票）	23,606,960 円
令和4年6月1日時点基金残額	21,571,199 円

（令和4年3月31日積立額）
8,393,567 円

（令和4年5月31日積立額）
964,818 円

前年度末比増減額 -27,607,448 円

（動物愛護基金活用事業）

収容動物トリミング費	12,000 円
薬資材等購入費（猫用インターフェロン、収容猫用フード等）	574,302 円
学校飼育動物用飼料購入	99,660 円
犬糞害防止啓発用看板購入	184,800 円
収容施設改修工事設計図面等PDF化費	2,145 円
野良猫不妊手術費用助成	5,927,335 円
団体譲渡動物管理支援助成	613,591 円
多頭飼育猫不妊手術助成	126,500 円
譲渡会開催支援助成	180,000 円
収容動物不妊手術委託料	89,000 円
収容施設改修工事関係費（普建・設計委託料）	6,022,500 円
収容施設改修工事関係費（普建・現場監理委託料）【次年度繰越】	1,706,500 円
収容施設改修工事関係費（普建・工事請負費）【次年度繰越】	18,711,000 円
収容施設改修工事関係費（普建・備品購入費）【次年度繰越】	2,716,500 円
合 計	36,965,833 円

報償費
12,000 円

消耗品費
860,907 円

負担金補助及び交付金
6,847,426 円

委託料
89,000 円

動物愛護基金活用案

資料3

(千円)

	項目	R3年度	R4年度		R5年度	前年度との 予算の差額	備考
		決算	予算	11/28時点 の執行額	予算(案)		
助成	野良猫不妊手術助成金	5,927	7,000	2,315	7,000		繰越
	多頭飼育動物不妊手術助成金	126	600	20	600		
	小計	6,053	7,600	2,335	7,600	0	
委託	多頭飼育動物不妊手術委託料	89	500	0	500		
	工事設計委託費	6,022	0	0	0	-6,022	
	現場管理委託料	-	1,730	0	0		
工事	施設改修工事費	-	37,422	7,300	0		
	動物収容設備等購入費	-	7,116	0	0		
啓発・ 適正飼養	動物飼養マナー啓発看板	93	100	0	100		
	動物愛護基金PRポケットティッシュ	0	30	0	30		
	動物愛護啓発用パンフレット等	0	110	33	110		
	動物飼養啓発マナーグッズ	92	40	0	40		
	猫侵入防止機	0	20	0	20		
	学校飼育動物飼料	100	100	0	100		
	小計	285	400	33	400	0	
ポ ラ ン テ ィ ア 支 援	収容犬のトリミング	12	30	3	30		
	譲渡会会場費助成金	180	100	0	100		
	収容動物用消耗品費	576	1,409	485	1,409		
	団体譲渡支援金	614	1,200	176	1,200		
	小計	1,382	2,739	664	2,739	0	
合計	13,831	57,507	10,332	11,239	-46,268		

令和3年度

令和4年度

	4月1日在	返還量	購入量	払出量	4月1日在	返還量	購入量	払出量	10月末
人と猫の共生ガイドブック	488	8		82	414				414
人と犬の共生ガイドブック	240			90	150	150			300
ペットの災害対策	347			247	100			100	0
動物愛護基金パンフレット	800	374		174	1000				1000
動物愛護基金PR用ティッシュ	1500			1000	500			50	450
犬糞害予防の看板	185	5	400	261	329			93	236
犬糞害予防のシール	437	5	1000	307	1135			32	1103

資料4

フード等在庫表

品名	令和3年 11月末 在庫	令和3年 度末在 庫	令和4年 度購入	令和4年 度10月 末在庫
ユニ・チャーム愛犬元気6kg	4袋	0	-	-
ラビットフード	8袋	0	-	-
チモシー	16袋	0	-	-
小鳥の餌	2袋	0	-	-
アイリス 猫の爪とぎ	-	-	8箱	6箱
ニュートロ ナチュラルチョイス	-	-	2袋	0
ロイヤルカナン アミノペプチドフォーミュ	-	-	12袋	1

野良猫不妊手術件数

単位:匹

行政区域	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (10月末まで)
中央	161	91	159	51
小田	134	97	122	91
大庄	100	108	245	129
立花	199	113	152	53
武庫	29	21	58	26
園田	120	163	179	55
合計	743	593	915	405

目次

- 第一章 総則（第1条－第3条）
- 第二章 個人申請（第4条－第10条）
- 第三章 団体申請（第11条－第17条）
- 第四章 地域グループ申請（第18条－第24条）
- 附則

第一章 総則

（主 旨）

第1条 尼崎市野良猫不妊手術助成金（以下「助成金」という。）の交付については、この要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

第2条 この要綱に定める助成金の交付は、野良猫に不妊手術を行う場合において、その費用の一部を助成することにより、野良猫の繁殖を抑制し、良好な生活環境を保全する活動の広がりを促すことを目的とする。

（定 義）

第3条 この要綱において用いる用語は、次の各号に規定するものについては、それぞれ当該各号の意義に従うものとする。

- 一 「獣医師」とは、獣医療法（平成4年法律第46号）第3条の規定による届出を行っている同法第2条第2項に規定する診療施設のうち、民間の診療施設に所属する獣医師をいう。
- 二 「個人」とは、尼崎市に在住する成人をいい、「個人申請」とは、当該個人がこの要綱に定める助成金の交付を受けるために行う申請をいう。
- 三 「団体」とは、地域自治組織（町内会、婦人会、防犯協会、管理組合）をいい、「団体申請」とは、当該団体がこの要綱に定める助成金の交付を受けるために行う申請をいう。
- 四 「地域グループ」とは同じ活動区域内に居住する者からなる組織をいい、「地域グループ申請」とは、当該グループがこの要綱に定める助成金の交付を受けるために行う申請をいう。
- 五 「野良猫」とは、特定の飼い主がなく、地域に住み着いている猫をいう。
- 六 「不妊手術」とは、第一号に規定する獣医師による猫の繁殖を防止するために行う生殖を不能にする手術をいう。
- 七 「野良猫不妊手術助成金交付説明会」とは、個人がこの要綱に定める助成金の交付

を受けるために参加する説明会をいう。

八 「野良猫対策活動出張研修会」とは、団体が当該要綱に定める助成金の交付を受けるために参加する研修会をいう。

九 「団体登録申請書」とは、様式第1号に規定する野良猫対策活動団体登録申請書をいう。

十 「団体登録決定通知書」とは、様式第2号に規定する野良猫対策活動団体登録決定通知書をいう。

十一 「地域グループ登録申請書」とは様式第1-2号に規定する野良猫対策活動地域グループ登録申請書をいう。

十二 「地域グループ登録決定通知書」とは、様式第2-2号に規定する野良猫対策活動団体登録決定通知書をいう。

十三 「交付申請書兼報告書（個人用）」とは、様式第3号に規定する野良猫不妊手術助成金交付申請書兼報告書（個人用）をいう。

十四 「交付申請書兼報告書（登録団体用）」とは、様式第3-1号に規定する野良猫不妊手術助成金交付申請書兼報告書（登録団体用）をいう。

十五 「交付申請書兼報告書（登録地域グループ用）」とは、様式第3-2号に規定する野良猫不妊手術助成金交付申請書兼報告書（登録地域グループ用）をいう。

十六 「交付審査結果通知書」とは、様式第4号に規定する野良猫不妊手術助成金交付審査結果通知書をいう。

十七 「請求書」とは、様式第5号に規定する野良猫不妊手術助成金請求書をいう。

十八 「市長」とは、尼崎市長をいう。

第二章 個人申請

（個人申請の条件）

第4条 個人申請をしようとする者（以下、「個人申請者」という。）は、野良猫不妊手術助成金交付説明会実施要領第5条に規定する野良猫不妊手術助成金交付説明会に参加し、参加証明書の交付を受けなければならない。

（手術の実施等）

第5条 個人申請者は、当該地域の野良猫の手術を獣医師に依頼するに際し、交付申請書兼報告書（個人用）に必要事項を記入後獣医師に提出し、手術を実施した獣医師による獣医師チェック欄への記入、署名及び捺印をもらうものとする。

2 当該助成金を利用して手術を実施する野良猫には、全て耳カットを実施するものとする。

（助成金の交付申請）

第6条 個人申請者は、市長に対し、交付申請書兼報告書（個人用）及び獣医師の発行す

る手術代金の領収書を添えて助成金の交付申請をしなければならない。

- 2 個人申請者による助成金交付申請は、前条の手術実施後60日以内に受理したものに限り有効とし、郵送の場合は同日の消印を有効とする。申請期日を過ぎたものは無効とする。

(助成金の対象及び額)

第7条 助成金の対象となる費用は、当該野良猫の不妊手術費用及びその関連費用（不妊手術にかかる抗生剤等投薬・麻酔・処置・入院費及びこれらにかかる消費税及び地方消費税の額を含む。以下同じ。）とし、不妊手術と関連しない処置やワクチン、駆虫剤等投薬費は対象としない。

- 2 市長は、野良猫1匹につき雌11,000円、雄7,000円を上限とし、実際に不妊手術に要した対象費用の合計額を、当該年度の予算の範囲内で助成する。

(助成金の交付決定)

第8条 市長は、第6条の規定により助成金の交付申請を受けたときは、関係職員に当該申請の審査を行わせ、申請書受理後50日以内に、交付審査結果通知書の通知により個人申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の交付審査結果通知書に必要な条件を付することができる。

(助成金の請求)

第9条 前条の通知により助成金の交付決定を受けた者（以下「交付決定通知者」という。）は、速やかに請求書により助成金の交付請求をしなければならない。

(助成金の交付)

第10条 市長は、交付決定通知者より助成金の請求を受けたときは、適法な請求を受けた日から40日以内に助成金を交付するものとする。

第三章 団体申請

(団体の登録)

第11条 団体が、周辺に生息する野良猫（概ね10頭以上）の繁殖を抑制し、周辺の良好な生活環境を保全する活動を推進するためにこの要綱に定める助成金の交付を受けようとする場合、団体の長及びその役員は、市が開催する野良猫対策活動出張研修会に参加しなければならない。

- 2 団体は、前項の研修会に参加した団体の長及びその役員2名以上の同意を添えて、市に登録申請を行うことができる。

- 3 前項の申請は、団体の長が団体登録申請書を市長に提出することにより行う。

- 4 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、登録の適否について団体登録決定通知書により団体に通知するものとする。

- 5 前項にて市に登録された団体（以下、「登録団体」という。）の登録期間は、団体登録

決定通知書により通知を受けた日の属する年度の翌年度末とする。

(登録の継続)

第11条の2 登録団体が、登録期間終了後も継続して登録を希望する場合は、登録期間終了60日前から、市に登録申請を行うことができる。

2 前項の申請に際し、団体の長が前回申請時と変更がない場合は、第11条第1項に規定する研修会への参加を省略することができる。

(登録の取消し)

第11条の3 登録団体が登録の取消しを希望する場合は、「取消し願」を申請することができる。

2 前項の申請は、団体の長が団体登録取消し願を市長に提出することにより行う。

(手術の実施等)

第12条 登録団体は、当該地域の野良猫の手術を獣医師に依頼するに際し、交付申請書兼報告書(登録団体用)に必要事項を記入後獣医師に提出し、手術を実施した獣医師による獣医師チェック欄への記入、署名及び捺印をもらうものとする。

2 野良猫に対する不妊手術は登録団体の登録期間内に実施したものに限り有効とする。

3 当該助成金を利用して手術を実施する野良猫には、全て耳カットを実施するものとする。

(助成金の交付申請)

第13条 登録団体は、市長に対し、交付申請書兼報告書(登録団体用)及び獣医師の発行する手術代金の領収書を添えて助成金の交付申請をしなければならない。

2 登録団体による助成金の交付申請は、登録満了日の翌月末日の間に受理したものに限り有効とし、申請期日を過ぎたものは無効とする。

(助成金の対象及び額)

第14条 助成金の対象となる費用は、第7条第1項で定める対象費用とし、額の上限は同条第2項で定めるものとする。これに加えて、動物病院が実施する野良猫の捕獲・送迎に係る費用も対象とする。

2 前項後段の費用は10,000円を上限とし、実際に要した費用に相当する額の合計額とする。

3 前項の費用は、1登録団体につき5回まで助成することを基本とし、地域の実情に応じて市長が決定する。

(助成金の交付決定)

第15条 市長は、第13条の規定により助成金の交付申請を受けたときは、関係職員に当該申請の審査を行わせ、申請書受理後50日以内に、交付審査結果通知書の通知により登録団体に通知するものとする。

2 市長は、前項の交付審査結果通知書に必要な条件を付することができる。

(助成金の請求)

第16条 前条の通知により助成金の交付決定を受けた団体（以下「交付決定通知団体」という。）は、速やかに請求書により助成金の交付請求をしなければならない。

（助成金の交付）

第17条 市長は、交付決定通知団体より助成金の請求を受けたときは、適法な請求を受けた日から40日以内に助成金を交付するものとする。

第四章 地域グループ申請

（地域グループの登録）

第18条 地域グループが、周辺に生息する野良猫（概ね10頭以上）の繁殖を抑制し、周辺の良好な生活環境を保全する活動を推進するためにこの要綱に定める助成金の交付を受けようとする場合、地域グループの構成員は、あらかじめ野良猫不妊手術助成金交付説明会実施要領第5条に規定する野良猫不妊手術助成金交付説明会に参加し、参加証明書の交付を受けなければならない。

2 地域グループは、前項の説明会に参加した構成員3名以上の同意を添えて、内1名を代表者とする登録申請を市に行うことができる。

3 前項の申請は、地域グループの代表者が地域グループ登録申請書を市長に提出することにより行う。

4 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、登録の適否について地域グループ登録決定通知書により地域グループの代表者に通知するものとする。

5 前項にて市に登録された地域グループ（以下、「登録グループ」という。）の登録期間は、地域グループ登録決定通知書により通知を受けた日の属する年度の翌年度末とする。

6 地域グループの代表者が変更となった場合は新たな代表者が速やかに登録申請書を市長に提出することとする。

（登録の継続）

第18条の2 登録グループが、登録期間終了後も継続して登録を希望する場合は、登録期間終了60日前から、市に登録申請を行うことができる。

（登録の取消し）

第18条の3 登録グループが登録の取消しを希望する場合は、「取消し願」を申請することができる。

2 前項の申請は、地域グループの代表者が「地域グループ取消し願」を市長に提出することにより行う。

（手術の実施等）

第19条 登録グループは、当該地域の野良猫の手術を獣医師に依頼するに際し、交付申請書兼報告書（登録グループ用）に必要事項を記入後獣医師に提出し、手術を実施した獣医師による獣医師チェック欄への記入、署名及び捺印をもらうものとする。

2 野良猫に対する不妊手術は登録グループの登録期間内に実施したものに限り有効とする。

3 当該助成金を利用して手術を実施する野良猫には、全て耳カットを実施するものとする。

(助成金の交付申請)

第20条 登録グループは、市長に対し、交付申請書兼報告書(登録グループ用)及び獣医師の発行する手術代金の領収書を添えて助成金の交付申請をしなければならない。

2 登録グループによる助成金の交付申請は、登録満了日の翌月末日の間に受理したものに限り有効とし、申請期日を過ぎたものは無効とする。

(助成金の対象及び額)

第21条 助成金の対象となる費用は、第7条第1項で定める対象費用とし、額の上限は同条第2項で定めるものとする。これに加えて、動物病院が実施する野良猫の捕獲・送迎に係る費用も対象とする。

2 前項後段の費用は10,000円を上限とし、実際に要した費用に相当する額の合計額とする。

3 前項の費用は1登録グループにつき5回まで助成することを基本とし、地域の実情に応じて市長が決定する。

(助成金の交付決定)

第22条 市長は、第13条の規定により助成金の交付申請を受けたときは、関係職員に当該申請の審査を行わせ、申請書受理後50日以内に、交付審査結果通知書の通知により登録グループに通知するものとする。

2 市長は、前項の交付審査結果通知書に必要な条件を付することができる。

(助成金の請求)

第23条 前条の通知により助成金の交付決定を受けた団体(以下「交付決定通知グループ」という)は、速やかに請求書により助成金の交付請求をしなければならない。

(助成金の交付)

第24条 市長は、交付決定通知グループより助成金の請求を受けたときは、適法な請求を受けた日から40日以内に助成金を交付するものとする。

附 則

(助成金の交付決定の取消及び返納)

第1条 市長は、交付決定通知者及び交付決定通知団体が、次のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部を返納させることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 尼崎市暴力団排除条例に規定する第2条第2号から第4号に該当するとき。

(3) 暴力団等の利益になるとき。

(調査・立会い等)

第2条 市長は、必要があると認めるときは、個人申請者又は登録団体に対し、助成金の交付に関し必要な事項を調査し、報告を求め、又は現場に立会いを求めることができる。

(経過措置)

第3条 この要綱の令和3年4月1日の改正の日前に実施された野良猫の不妊手術に係る申請については、改正前の要綱第8条の市長による承認書の交付を受けた者でなければならない。また、当該承認書の交付を受けた者は、引き続きこの要綱の個人申請者として令和3年4月1日の改正後の規定に則し、申請をすることができる。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和 年 月 日から施行する。

尼崎市野良猫不妊手術助成金交付要綱 新旧対照表 (案)

資料 7

改正後	改正前
<p>第3条 (略)</p> <p><u>四 「地域グループ」とは同じ活動区域内に居住する者からなる組織をいい、「地域グループ申請」とは、当該グループがこの要綱に定める助成金の交付を受けるために行う申請をいう。</u></p> <p><u>五～十 (略)</u></p> <p><u>十一 「地域グループ登録申請書」とは様式第1～2号に規定する野良猫対策活動地域グループ登録申請書をいう。</u></p> <p><u>十二 「地域グループ登録決定通知書」とは、様式第2～2号に規定する野良猫対策活動団体登録決定通知書をいう。</u></p> <p><u>十三～十四 (略)</u></p> <p><u>十五 「交付申請書兼報告書(登録地域グループ用)」とは、様式第3～2号に規定する野良猫不妊手術助成金交付申請書兼報告書(登録地域グループ用)をいう。</u></p> <p><u>十六～十八 (略)</u></p> <p>第11条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 前項にて市に登録された団体(以下、「登録団体」という。)の登録期間は、団体登録決定通知書により通知を受けた日の属する年度の翌年度末とする。 <u>(登録の継続)</u></p> <p><u>第11条の2 登録団体が、登録期間終了後も継続して登録を希望する場合は、登録期間終了60日前から、市に登録申請を行うことができる。</u></p> <p><u>2 前項の申請に際し、団体の長が前回申請時と変更がない場合は、第11条第1項に規定する研修会への参加を省略することができる。</u> <u>(登録の取消し)</u></p> <p><u>第11条の3 登録団体が登録の取消しを希望する場合は、「取消し願」を申請することができる。</u></p> <p><u>2 前項の申請は、団体の長が団体登録取消し願を市長に提出することにより行う。</u></p> <p>第四章 地域グループ申請 <u>(地域グループの登録)</u></p> <p><u>第18条 地域グループが、周辺に生息する野良猫(概ね10頭以上)の繁殖を抑制し、</u></p>	<p>第3条 (略)</p> <p><u>四～九 (略)</u></p> <p>(</p> <p><u>十～十一 (略)</u></p> <p><u>十二～十四 (略)</u></p> <p>第11条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 前項にて市に登録された団体(以下、「登録団体」という。)の登録期間は、団体登録決定通知書により通知を受けた日から1年間とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>周辺の良好な生活環境を保全する活動を推進するためにこの要綱に定める助成金の交付を受けようとする場合、地域グループの構成員は、あらかじめ野良猫不妊手術助成金交付説明会実施要領第5条に規定する野良猫不妊手術助成金交付説明会に参加し、参加証明書の交付を受けなければならない。</u></p> <p><u>2 地域グループは、前項の説明会に参加した構成員3名以上の同意を添えて、内1名を代表者とする登録申請を市に行うことができる。</u></p> <p><u>3 前項の申請は、地域グループの代表者が地域グループ登録申請書を市長に提出することにより行う。</u></p> <p><u>4 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、登録の適否について地域グループ登録決定通知書により地域グループの代表者に通知するものとする。</u></p> <p><u>5 前項にて市に登録された地域グループ（以下、「登録グループ」という。）の登録期間は、地域グループ登録決定通知書により通知を受けた日の属する年度の翌年度末とする。</u></p> <p><u>6 地域グループの代表者が変更となった場合は新たな代表者が速やかに登録申請書を市長に提出することとする。</u></p> <p><u>（登録の継続）</u></p> <p><u>第18条の2 登録グループが、登録期間終了後も継続して登録を希望する場合は、登録期間終了60日前から、市に登録申請を行うことができる。</u></p> <p><u>（登録の取消し）</u></p> <p><u>第18条の3 登録グループが登録の取消しを希望する場合は、「取消し願」を申請することができる。</u></p> <p><u>2 前項の申請は、地域グループの代表者が「地域グループ取消し願」を市長に提出することにより行う。</u></p> <p><u>（手術の実施等）</u></p> <p><u>第19条 登録グループは、当該地域の野良猫の手術を獣医師に依頼するに際し、交付申請書兼報告書（登録グループ用）に必要事項を記入後獣医師に提出し、手術を実施した獣医師による獣医師チェック欄への記入、署名及び捺印をもらうものとする。</u></p> <p><u>2 野良猫に対する不妊手術は登録グループ</u></p>	<p></p> <p></p> <p></p> <p></p> <p></p> <p></p> <p>(新設)</p> <p></p> <p>(新設)</p> <p></p> <p>(新設)</p> <p></p> <p></p>

改正後	改正前
<p><u>の登録期間内に実施したものに限り有効とする。</u></p> <p>3 <u>当該助成金を利用して手術を実施する野良猫には、全て耳カットを実施するものとする。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(助成金の交付申請)</u></p> <p>第20条 <u>登録グループは、市長に対し、交付申請書兼報告書(登録グループ用)及び獣医師の発行する手術代金の領収書を添えて助成金の交付申請をしなければならない。</u></p>	
<p>2 <u>登録グループによる助成金の交付申請は、登録満了日の翌月末日の間に受理したものに限り有効とし、申請期日を過ぎたものは無効とする。</u></p> <p><u>(助成金の対象及び額)</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>第21条 <u>助成金の対象となる費用は、第7条第1項で定める対象費用とし、額の上限は同条第2項で定めるものとする。これに加えて、動物病院が実施する野良猫の捕獲・送迎に係る費用も対象とする。</u></p>	
<p>2 <u>前項後段の費用は10,000円を上限とし、実際に要した費用に相当する額の合計額とする。</u></p>	
<p>3 <u>前項の費用は1登録グループにつき5回まで助成することを基本とし、地域の実情に応じて市長が決定する。</u></p> <p><u>(助成金の交付決定)</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>第22条 <u>市長は、第13条の規定により助成金の交付申請を受けたときは、関係職員に当該申請の審査を行わせ、申請書受理後50日以内に、交付審査結果通知書の通知により登録グループに通知するものとする。</u></p>	
<p>2 <u>市長は、前項の交付審査結果通知書に必要な条件を付すことができる。</u></p> <p><u>(助成金の請求)</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>第23条 <u>前条の通知により助成金の交付決定を受けた団体(以下「交付決定通知グループ」という。)は、速やかに請求書により助成金の交付請求をしなければならない。</u></p> <p><u>(助成金の交付)</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>第24条 <u>市長は、交付決定通知グループより助成金の請求を受けたときは、適法な請求を受けた日から40日以内に助成金を交付するものとする。</u></p>	

改正後	改正前
<p>附 則 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。 <u>この要綱は、今年 年 月 日から施行する。</u></p>	<p>附 則 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。</p>

目次

- 第一章 総則 (第1条—第3条)
- 第二章 個人申請 (第4条—第10条)
- 第三章 団体申請 (第11条—第17条)
- 附則

第一章 総則

(主 旨)

第1条 尼崎市野良猫不妊手術助成金(以下「助成金」という。)の交付については、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この要綱に定める助成金の交付は、野良猫に不妊手術を行う場合において、その費用の一部を助成することにより、野良猫の繁殖を抑制し、良好な生活環境を保全する活動の広がりを促すことを目的とする。

(定 義)

第3条 この要綱において用いる用語は、次の各号に規定するものについては、それぞれ当該各号の意義に従うものとする。

- 一 「獣医師」とは、獣医療法(平成4年法律第46号)第3条の規定による届出を行っている同法第2条第2項に規定する診療施設のうち、民間の診療施設に所属する獣医師をいう。
- 二 「個人」とは、尼崎市に在住する成人をいい、「個人申請」とは、当該個人がこの要綱に定める助成金の交付を受けるために行う申請をいう。
- 三 「団体」とは、地域自治組織(町内会、婦人会、防犯協会、管理組合)をいい、「団体申請」とは、当該団体がこの要綱に定める助成金の交付を受けるために行う申請をいう。
- 四 「野良猫」とは、特定の飼い主がなく、地域に住み着いている猫をいう。
- 五 「不妊手術」とは、第一号に規定する獣医師による猫の繁殖を防止するために行う生殖を不能にする手術をいう。
- 六 「野良猫不妊手術助成金交付説明会」とは、個人がこの要綱に定める助成金の交付を受けるために参加する説明会をいう。
- 七 「野良猫対策活動出張研修会」とは、団体が当該要綱に定める助成金の交付を受けるために参加する研修会をいう。
- 八 「団体登録申請書」とは、様式第1号に規定する野良猫対策活動団体登録申請書を

いう。

九 「団体登録決定通知書」とは、様式第2号に規定する野良猫対策活動団体登録決定通知書をいう。

十 「交付申請書兼報告書（個人用）」とは、様式第3号に規定する野良猫不妊手術助成金交付申請書兼報告書（個人用）をいう。

十一 「交付申請書兼報告書（登録団体用）」とは、様式第3-1号に規定する野良猫不妊手術助成金交付申請書兼報告書（登録団体用）をいう。

十二 「交付審査結果通知書」とは、様式第4号に規定する野良猫不妊手術助成金交付審査結果通知書をいう。

十三 「請求書」とは、様式第5号に規定する野良猫不妊手術助成金請求書をいう。

十四 「市長」とは、尼崎市長をいう。

第二章 個人申請

（個人申請の条件）

第4条 個人申請をしようとする者（以下、「個人申請者」という。）は、野良猫不妊手術助成金交付説明会実施要領第5条に規定する野良猫不妊手術助成金交付説明会に参加し、参加証明書の交付を受けなければならない。

（手術の実施等）

第5条 個人申請者は、当該地域の野良猫の手術を獣医師に依頼するに際し、交付申請書兼報告書（個人用）に必要事項を記入後獣医師に提出し、手術を実施した獣医師による獣医師チェック欄への記入、署名及び捺印をもらうものとする。

2 当該助成金を利用して手術を実施する野良猫には、全て耳カットを実施するものとする。

（助成金の交付申請）

第6条 個人申請者は、市長に対し、交付申請書兼報告書（個人用）及び獣医師の発行する手術代金の領収書を添えて助成金の交付申請をしなければならない。

2 個人申請者による助成金交付申請は、前条の手術実施後60日以内に受理したものに限り有効とし、郵送の場合は同日の消印を有効とする。申請期日を過ぎたものは無効とする。

（助成金の対象及び額）

第7条 助成金の対象となる費用は、当該野良猫の不妊手術費用及びその関連費用（不妊手術にかかる抗生剤等投薬・麻酔・処置・入院費及びこれらにかかる消費税及び地方消費税の額を含む。以下同じ。）とし、不妊手術と関連しない処置やワクチン、駆虫剤等投薬費は対象としない。

2 市長は、野良猫1匹につき雌11,000円、雄7,000円を上限とし、実際に不

妊手術に要した対象費用の合計額を、当該年度の予算の範囲内で助成する。

(助成金の交付決定)

第8条 市長は、第6条の規定により助成金の交付申請を受けたときは、関係職員に当該申請の審査を行わせ、申請書受理後50日以内に、交付審査結果通知書の通知により個人申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の交付審査結果通知書に必要な条件を付することができる。

(助成金の請求)

第9条 前条の通知により助成金の交付決定を受けた者(以下「交付決定通知者」という。)は、速やかに請求書により助成金の交付請求をしなければならない。

(助成金の交付)

第10条 市長は、交付決定通知者より助成金の請求を受けたときは、適法な請求を受けた日から40日以内に助成金を交付するものとする。

第三章 団体申請

(団体の登録)

第11条 団体が、周辺に生息する野良猫(概ね10頭以上)の繁殖を抑制し、周辺の良好な生活環境を保全する活動を推進するためにこの要綱に定める助成金の交付を受けようとする場合、団体の長及びその役員は、市が開催する野良猫対策活動出張研修会に参加しなければならない。

2 団体は、前項の研修会に参加した団体の長及びその役員2名以上の同意を添えて、市に登録申請を行うことができる。

3 前項の申請は、団体の長が団体登録申請書を市長に提出することにより行う。

4 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、登録の適否について団体登録決定通知書により団体に通知するものとする。

5 前項にて市に登録された団体(以下、「登録団体」という。)の登録期間は、団体登録決定通知書により通知を受けた日から1年間とする。

(手術の実施等)

第12条 登録団体は、当該地域の野良猫の手術を獣医師に依頼するに際し、交付申請書兼報告書(登録団体用)に必要事項を記入後獣医師に提出し、手術を実施した獣医師による獣医師チェック欄への記入、署名及び捺印をもらうものとする。

2 野良猫に対する不妊手術は登録団体の登録期間内に実施したものに限り有効とする。

3 当該助成金を利用して手術を実施する野良猫には、全て耳カットを実施するものとする。

(助成金の交付申請)

第13条 登録団体は、市長に対し、交付申請書兼報告書(登録団体用)及び獣医師の発

行する手術代金の領収書を添えて助成金の交付申請をしなければならない。

- 2 登録団体による助成金の交付申請は、登録満了日の翌月末日の間に受理したものに限り有効とし、申請期日を過ぎたものは無効とする。

(助成金の対象及び額)

第14条 助成金の対象となる費用は、第7条第1項で定める対象費用とし、額の上限は同条第2項で定めるものとする。これに加えて、動物病院が実施する野良猫の捕獲・送迎に係る費用も対象とする。

- 2 前項後段の費用は10,000円を上限とし、実際に要した費用に相当する額の合計額とする。

- 3 前項の費用は、1登録団体につき5回まで助成することを基本とし、地域の実情に応じて市長が決定する。

(助成金の交付決定)

第15条 市長は、第13条の規定により助成金の交付申請を受けたときは、関係職員に当該申請の審査を行わせ、申請書受理後50日以内に、交付審査結果通知書の通知により登録団体に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の交付審査結果通知書に必要な条件を付することができる。

(助成金の請求)

第16条 前条の通知により助成金の交付決定を受けた団体(以下「交付決定通知団体」という。)は、速やかに請求書により助成金の交付請求をしなければならない。

(助成金の交付)

第17条 市長は、交付決定通知団体より助成金の請求を受けたときは、適法な請求を受けた日から40日以内に助成金を交付するものとする。

附 則

(助成金の交付決定の取消及び返納)

第1条 市長は、交付決定通知者及び交付決定通知団体が、次のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部を返納させることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 尼崎市暴力団排除条例に規定する第2条第2号から第4号に該当するとき。
- (3) 暴力団等の利益になるとき。

(調査・立会い等)

第2条 市長は、必要があると認めるときは、個人申請者又は登録団体に対し、助成金の交付に関し必要な事項を調査し、報告を求め、又は現場に立会いを求めることができる。

(経過措置)

第3条 この要綱の令和3年4月1日の改正の日前に実施された野良猫の不妊手術に係

る申請については、改正前の要綱第8条の市長による承認書の交付を受けた者でなければならぬ。また、当該承認書の交付を受けた者は、引き続きこの要綱の個人申請者として令和3年4月1日の改正後の規定に則し、申請をすることができる。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。